

職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則

平成30年4月1日規則第3号

第1条 職員の管理職手当に関する規則（平成27年規則第50号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号及び第2号又は同条第2項第1号及び第2号の規定の適用を受ける職員の管理職手当の月額は、平成30年4月から平成33年3月までの各月分に限り、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる手当の額の算定の基礎となる管理職手当の月額は、規則第2条の規定による管理職手当の月額とする。

- (1) 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定による地域手当
- (2) 条例第29条の規定による期末手当及び勤勉手当

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。